



保育所・認定こども園等における

人権擁護のための
セルフチェックリスト

～「子どもを尊重する保育」のために～



全国保育士会

全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

(子どもの最善の利益の尊重)

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

(子どもの発達保障)

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

(保護者との協力)

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

(プライバシーの保護)

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

(チームワークと自己評価)

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。
また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

(利用者の代弁)

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。
また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

(地域の子育て支援)

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

(専門職としての責務)

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

1. 本チェックリストの目的と活用の期待

皆さまは、「子どもを尊重する保育」のために、どのようなことを心がけているでしょうか。

また、「子どもの人権擁護」の視点から、自らの保育を振り返る機会はあるでしょうか。

保育所保育指針解説においても、「子どもの人権に配慮した保育となっているか、常に全職員で確認することが必要である」と示されており、保育を行ううえで「子どもの人権擁護」の視点を持つことは不可欠です。

本チェックリストは、保育の現場で働く保育士・保育教諭である皆さまが、保育を行ううえで重要な「子どもを尊重することや「子どもの人権擁護」についてあらためて意識を高め、自らの保育を振り返っていただく」ことを目的として作成しました。

自らが意識をせずに「子どもを置き去りにした保育」や「保育者の都合ですすめる保育」を行っていないかの自己点検の機会として本チェックリストが活用され、日々の保育の質の向上につながることも期待しています。

なお、本チェックリストに掲載している『「良くない」と考えられるかかわり』や「より良いかかわりへのポイント」は一例ですので、類似のかかわりが行われていないかを考えることも必要です。

チェックリストを実施し、「している（したことがある）」にチェックをした方、「していない」にチェックをした方、どちらの方も、チェックリストに掲載のより良いかかわりへのポイントや、園内の保育士との改善に向けたミーティングなどを用いて、保育の専門職としてさらなる保育の質の向上をめざしましょう！

2. 本チェックリストのカテゴリー分けについて

本チェックリストでは、人権擁護の視点から『「良くない」と考えられるかかわり』を大きく5つのカテゴリーに分け、その行為がなぜ良くないのか、参照すべき「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」、「保育所保育指針（解説含む）」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（解説含む）」の関連する条文等を記載しています。

さらに、保育現場における一日の流れを6つの場面に分類し、「チェック項目」と「より良いかかわりへのポイント」を並べて記載しています。

【カテゴリー：「良くない」と考えられるかかわり】

- (1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり
- (2) 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ
- (3) 罰を与える・乱暴なかかわり
- (4) 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり
- (5) 差別的なかかわり

【一日の流れ】

- A. 登園時
- B. 日中
- C. 昼食時
- D. 午睡時
- E. 降園時
- F. その他

3. チェックリストの使い方

本チェックリストは、セルフチェックリスト（P.3～P.9）とチェック結果（P.10）、振り返りシート（P.11～12）の3種類で構成されています。

下記の手順で自己点検を実施しましょう。

(1) 4. セルフチェックリスト（P. 3～P. 9）を実施する。



(2) 5. 結果をチェック結果の集計表（P. 10）に記入する。



(3) 集計表をもとに、レーダーチャート（P. 10）を作成する。



(4) チェック結果をふまえ、6. 振り返りシート（P. 11～12）を記入する。



(5) 日々の自らの保育に活かす。

※園内の保育者同士で、集計結果をもとに、改善に向けたミーティングをすることも効果的です。

※チェックを複数回実施し、時間の経過とともに自らの保育がどのように変わったか、振り返ることも重要です。なお、その際は、前回のチェック実施後、「している（したことがある）」か「していない」という視点で、チェックを実施しましょう。

4. セルフチェックリスト

(1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり

参照すべき条約等

<子どもの権利条約（日本ユニセフ抄訳）>

第3条 子どもにとってもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

<保育所保育指針>

第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 (5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

<幼保連携型認定こども園教育・保育要領>

第1章 総則 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価 (3) 指導計画の作成上の留意事項

ク 園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、保育教諭等は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、園児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。

※日々の自らの保育を振り返り、「『良くない』と考えられるかかわり」について、「している（したことがある）」「していない」のいずれかにチェックをつけてください。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり <small>あなたの保育では?</small>	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
1	登園時	朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	「恥ずかしい」という表現は、大人の価値観の押しつけになる可能性があります。 たとえば、「お母さんの抱っこって嬉しいね」等、子どもの気持ちを受け止め、子どもが好きな遊びに誘うなどして気持ちを切り替えられるよう働きかけると良いでしょう。
2	日中	製作活動で子どもが描いた作品をみて、「そこ違うよ。もう一枚描いてみる？」とだけ言って、描きなおすように働きかけた。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもが自ら描いた作品を否定するのではなく、子どもの自由な発想を認めるかかわりしましょう。
3	中	排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める言葉がけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもの羞恥心や傷ついた気持ちに配慮し、トイレ等の人目につかない場所で、「着替えをしたら気持ちよくなるからね」等と声をかけて対応しましょう。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり あなたの保育では?	チェック欄	より良いかわりへのポイント
4		子どもが、友だちをたたく等、良くないことをした際に、執拗に責めるような言葉がけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもが良くないことをした際、それを子どもに伝えること、状況を理解するための言葉かけは大切ですが、必要以上に責めるべきではありません。
5	日中	子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもが話そうとしたときは、できるだけ耳を傾けましょう。また、すぐに対応できない状況であった場合には、後で必ず「さっきは何だった？すぐに聞けなくてごめんね。」と聞くようにしましょう。『先生に話を聞いてもらえて嬉しい、また話したい』と子どもが感じることが、信頼関係の構築につながります。
6		苦手なことを渋っている子に、「早くやって。できないなら後ろに行って。」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉がけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	保育者が子どもの頑張ろうという気持ちを置き去りにした発言をすると、子どもは自分を否定されていると感じます。自己肯定感を育む言葉がけをしましょう。
7	昼食時	食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューをすべて配膳せず、食べたら次のおかずをあげる。または、こぼすたびに叱りながら食べさせる。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	食への関心・意欲を育むためには、すべての献立を配膳し、子ども自身が好む順番で食べられる環境を設定することが必要です。また、こぼす、こぼさないに着目するのではなく、食べる意欲を育む環境づくりに努めましょう。
8	降園時	お迎えに来た保護者に「A君は、今日はケンカをしてお友だちを泣かせてしまいました」と、他の保護者にも聞こえるように言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもの自尊心を傷つける行為です。また、保護者が気まずい思いをしないよう、配慮が必要です。トラブルや困りごとを成長段階としてとらえ、親子にとって、相手の気持ちを理解する事や物事の良し悪しを学ぶ機会となるようにかかわりましょう。
9	その他	子ども同士のトラブルが起きたとき、子どもたちの言い分を聞かず、一方的に判断を下す。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもそれぞれに理由があって、トラブルは起こっています。トラブルも子どもにとっては貴重な経験です。保育者の一方的な考えで判断をするのではなく、双方の言い分を聞き、お互いが納得する解決へと導きましょう。
10	その他	自分から訴えてトイレに行くことができるようになった子どもに対して、「おしっこ出ない」と訴えていても、トイレに行くように促す。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	自分の感覚で排泄を知らせることができる子どもに、保育者の都合で強制的に排泄を促すことは、子どもの自主的な行動の妨げになります。子どもが自ら排泄を訴えることができる配慮をしましょう。

(2) 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ

参照すべき条約等

<子どもの権利条約（日本ユニセフ抄訳）>

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

※日々の自らの保育を振り返り、「『良くない』と考えられるかかわり」について、「している（したことがある）」「していない」のいずれかにチェックをつけてください。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり <small>あなたの保育では？</small>	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
1	日中	集団行動をするための言葉がけをした際、言葉がけを聞かない子どもに「〇〇しないなら〇〇できないからね」と言葉をかける。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>（したことがある）</small>	「〇〇しないなら〇〇できない」との言葉がけは、子どもたちに行動を強要するかかわり（脅し）です。子どもたちが自分自身で考え、行動する力を育むことができるよう、肯定的な言葉がけをして子どものやる気を育てていきましょう。
2	昼食時	ごはんをこぼした子どもに対して、床に落とされたものを拾って食べるように促す。また、ほかの子どもが大勢いる前でそのことを指摘する。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>（したことがある）</small>	衛生的でなく、大人は決してしないことを子どもに強要するべきではありません。 また、ほかの子どもが大勢いる前での指摘は、「この子はいつもこぼしている」との先入観を子どもたちに持たせることにつながります。 子どもたちが互いに尊重する心が育つよう、配慮しましょう。
3	午睡時	なかなか寝つけずにいる子に「早く寝てよ。あなたが寝ないと仕事が出来ないんだよね」と言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>（したことがある）</small>	自分の仕事を優先して考えるのではなく、子どもの気持ちやその日の状況に配慮したかかわりをしましょう。
4		寝ずに話をしている子どもに対して、外で寝るように言ったり、布団を友だちの布団と離して敷いたりする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>（したことがある）</small>	午睡中に話をするのが他の子どもに迷惑であること、身体を休めることの大切さを伝え、子どもが納得して行動できるよう言葉がけをしましょう。
5	その他	どなったり、「〇〇しなさい」との言葉や子どもが怖がるもの（鬼等）を使ったりして、子どもを保育者の思いどおりに動かそうとする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>（したことがある）</small>	子どもに恐怖心を与えて、保育者の指示に従わせるのではなく、子どもが自ら行動できるような言葉がけを心がけましょう。

(3) 罰を与える・乱暴なかかわり

参照すべき条約等

<保育所保育指針解説>

第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 (5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

(中略) 子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子ども的人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当たらなければならない。

※日々の自らの保育を振り返り、「『良くない』と考えられるかかわり」について、「している(したことがある)」「していない」のいずれかにチェックをつけてください。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり <small>あなたの保育では?</small>	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
1	日中	子どもの人数チェックをする際、子どもの頭を手ではたくようにして人数を数える。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもによっては、頭を叩かれたと感じることもあります。人数をチェックする際も、一人ひとりの顔を見ながら、丁寧にかかりましょう。
2		並ぶときなどに、子どもの自発的行動を待てず、腕を掴んで引っ張る。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	大人が子どもの腕を引っ張ると、脱臼等のけがをする恐れがあります。丁寧な言葉がけで、子どもが納得して自ら行動できるよう配慮しましょう。
3		子どもを注意する際に、「だめよ!」と言って子どもの手を叩く。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	叩くという行為は虐待です。また、保育者の「叩く」という行動を子どもが真似てしまうこともあります。暴力的な行動によって指示に従わせることはやめましょう。
4	午睡時	なかなか眠らない子どもに布団を頭からかぶせるなどして強引に押さえつけ、パンパンと強く布団を叩く。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	布団を頭からかぶせる行為は子どもに恐怖心を与え、窒息の危険性もあります。また、強く叩いても、子どもは眠ることができません。子どもにそっと手を添えたり、ゆったりとリズムを刻むなど、子どもが安心できるかかわりをしましょう。
5	その他	保育者が子どもに注意をしたが、言うことを聞かなかった子どもに対し、廊下に立たせる、散歩に行く際に置いて行こうとするなどの罰を与える。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	保育者の言うことを聞かない等の理由で罰を与えることは、虐待です。子どもたちが見通しを持って行動できるよう、具体的に分かりやすい言葉がけをしましょう。

(4) 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかわり

参照すべき条約等

<保育所保育指針解説>

第2章 保育の内容 4 保育の実施に関して留意すべき事項 (1) 保育全般に関わる配慮事項
オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。

(中略) 保育士等は、自らの感性や価値観を振り返りながら、子どもや家庭の多様性を十分に認識し、それらを積極的に認め、互いに尊重し合える雰囲気をつくり出すことに努めることが求められる。

<幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説>

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項 第5節 教育及び保育の実施に関する配慮事項

2 幼保連携型認定こども園の教育及び保育の全般における配慮事項 (5) 国籍や文化の違い
(5) 園児の国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。

(中略) 保育教諭等は、自らの感性や価値観を振り返りながら、園児や家庭の多様性を十分に認識し、それらを積極的に認め、互いに尊重し合える雰囲気をつくり出すことに努めることが求められる。

※日々の自らの保育を振り返り、「『良くない』と考えられるかわり」について、「している(したことがある)」「していない」のいずれかにチェックをつけてください。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり	あなたの保育では? チェック欄	より良いかかわりへのポイント
1	降園時	いつも時間ぎりぎりのお迎えになる子どもに対して、「〇〇ちゃんのお母さん、今日も遅いね」と言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもは口には出さなくても、最後のお迎えになることを耐えている場合が多くあります。「大丈夫だよ、先生と一緒に待っていようね」等、子どもの気持ちに寄り添った、温かい言葉がけをしましょう。
2	その他	登園が遅い、服が汚れている、お風呂に入っていない、提出物の遅れ等の際に、子どもに「また〇〇君のお母さん忘れたの。いつも忘れて困るね。」や「昨日お風呂に入れてもらわなかったの。」など否定的な言葉がけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもや家庭の置かれている現状はさまざまです。保護者を否定されることで、子どもは自身の存在も否定されている気持ちになります。保護者を否定するようなことは、子どもに対して伝えないようにしましょう。
3		いつもぎりぎりの時間にお迎えにくる保護者に「いつもぎりぎりですね」と言ったり、保護者が提出物を忘れた際に「いつも忘れて困ります」と言ったりする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	保護者への支援も、保育者の業務の一つです。保護者に対して、否定的な言葉がけをするべきではありません。一人ひとりの保護者の状況をふまえ、保護者の養育力の向上につながるようなかわりを心がけましょう。
4		「お休みの日にどこに行ったかお話して」との問いかけについて、クラスの子どもたち『全員』に発表してもらう。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもたちの家庭の経済状況や環境の違いを理解し、子どもの気持ちに配慮した問いかけを心がけましょう。

(5) 差別的なかわり

参照すべき条約等

<子どもの権利条約（日本ユニセフ抄訳）>

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

<保育所保育指針解説>

第2章 保育の内容 4 保育の実施に関して留意すべき事項 (1) 保育全般に関わる配慮事項
カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

(中略) 子どもの性差や個人差を踏まえて環境を整えるとともに、一人一人の子どもの行動を狭めたり、子どもが差別感を味わったりすることがないように十分に配慮する。子どもが将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見をもったりすることがないように、人権に配慮した保育を心がけ、保育士等自らが自己の価値観や言動を省察していくことが必要である。

<幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説>

第2章 ねらい及び内容並び配慮事項 第5節 教育及び保育の実施に関する配慮事項

2 幼保連携型認定こども園の教育及び保育の全般における配慮事項 (6) 性差や個人差
(6) 園児の性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

(中略) 園児の性差や個人差を踏まえて環境を整えるとともに、園児一人一人の行動を狭めたり、園児が差別感を味わったりすることがないように十分に配慮する。園児が将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見をもったりすることがないように、人権に配慮した教育及び保育を心掛け、保育教諭自らが自己の価値感や言動を省察していくことが必要である。

※日々の自らの保育を振り返り、「『良くない』と考えられるかかわり」について、「している（したことある）」「していない」のいずれかにチェックをつけてください。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり <small>あなたの保育では？</small>	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
1	登園時	挨拶をしてきたか否かにかかわらず、特定の子どもにだけ「おはよう」と言葉かけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことある)</small>	特定の子どもだけに挨拶をするのではなく、どの子どもに対しても、一人ひとり顔をみて挨拶しましょう。また、登園時は視診の時間であることも意識しましょう。
2	日中	いつまでも泣いている男の子に、「男の子だからいつまでも泣かない」や、乱暴な言葉使いをする女の子に「女の子だからそんな言葉を使ったらいけない」と注意する。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことある)</small>	性別を理由に注意することは、差別的なかかわりです。一人ひとりの違いを認め、かかわりましょう。
3	昼食時	少食の子に対して、子どもの意見を聞かず、初めから非常に量を少なくして配膳する。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことある)</small>	子どもの意見を聞かず、給食の量を「初めから極端に減らす」ことは、子どもの思いを無視した行為です。子どもが、「少なくして欲しい」と自分の思いを発せられるようにかかわることが大切です。
4	午睡時	寝かしつける際に、いつも同じ子どものそばにばかりつく。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことある)</small>	特定の子どもばかりを極端にひいきすることは、差別的なかかわりです。 子ども一人ひとりの背景や思いに配慮しつつ、平等に対応することも必要です。
5	降園時	クラス全員で帰りの支度をしている時に、なかなかできない子どもに、「〇〇ちゃんは早くできないのね、だめな子になっちゃうよ」と言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことある)</small>	子どもの心を傷つける言葉づかいは、子どもの人格を否定する行為です。また、他の子どもたちの前での保育者の悪意ある発言は、子ども同士の「いじめ」につながることもあります。

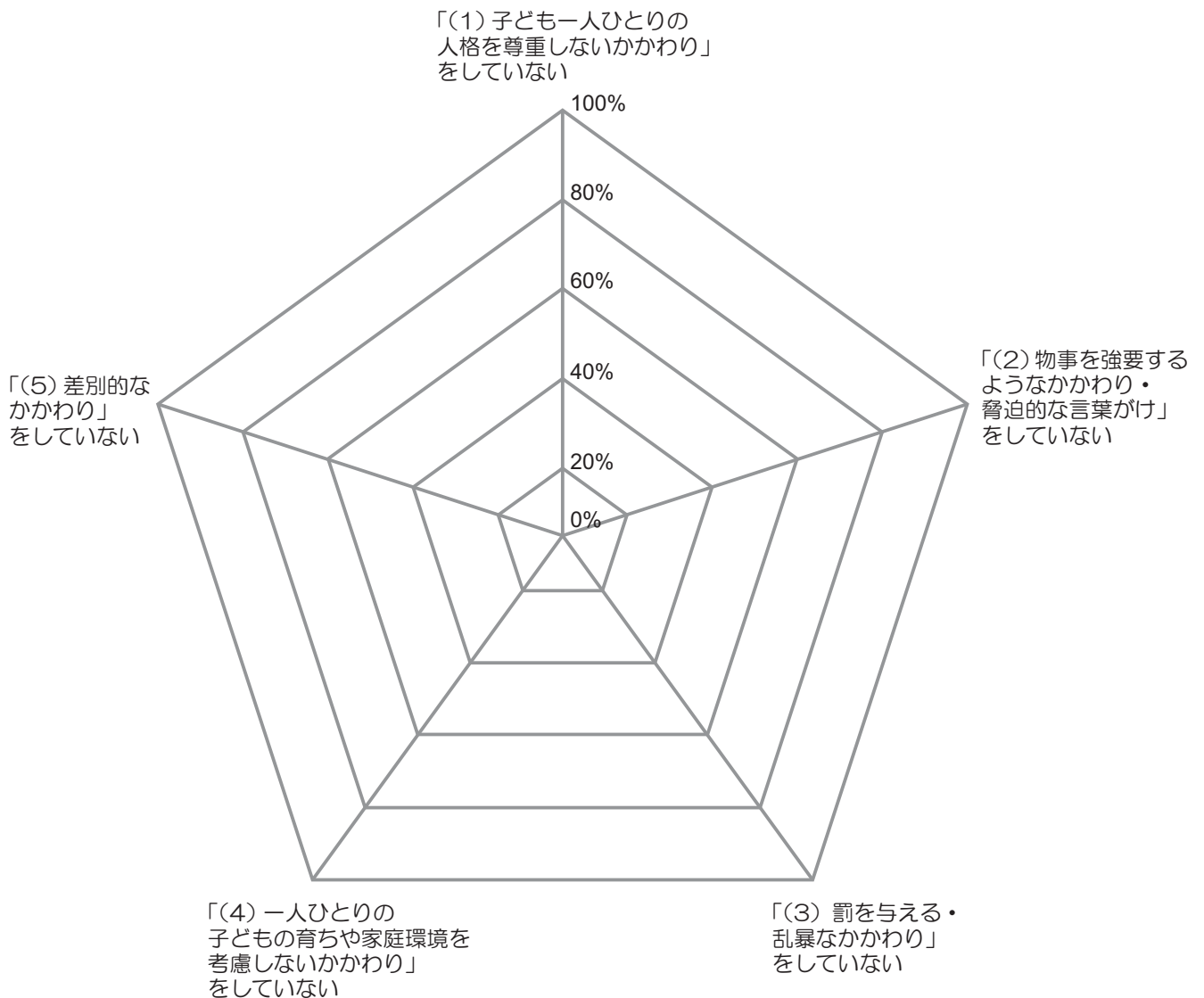
5. チェック結果

【集計表】

	(1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり	(2) 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ	(3) 罰を与える・乱暴なかかわり	(4) 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり	(5) 差別的なかかわり
「していない」にチェックした数	個 / 10個	個 / 5個	個 / 5個	個 / 4個	個 / 5個
「していない」にチェックした割合	%	%	%	%	%

【レーダーチャート】

※輪の大きさが大きいほど、「良いかかわり」が達成できています。



6. 振り返りシート

◎チェックリストを実施・レーダーチャートを作成して、気づいたことや感じたことを記入してください。

◎チェックリストおよびレーダーチャートの結果をふまえ、今後、自らがどのように保育に取り組むことが必要だと考えますか。カテゴリーごとに ① 自らの良い点、② 自らの改善すべき点や目標の2つの視点から記入してください。

(1) 【子ども一人ひとりの人格を尊重しないかわり】 について

(2) 【物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ】 について

(3) 【罰を与える・乱暴なかかわり】について

(4) 【一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり】について

(5) 【差別的なかかわり】について



保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト
～「子どもを尊重する保育」のために～

平成29年3月作成
平成30年4月一部改訂

全国保育士会

監修：山縣 文治（関西大学 教授）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

E-mail info@z-hoikushikai.com

ホームページ <http://www.z-hoikushikai.com>

※本チェックリストは、全国保育士会ホームページよりダウンロードいただけます。
なお、全国保育士会ホームページは、下記のQRコードからご覧いただけます。



全国保育士会は子ども虐待防止に向けた
オレンジリボン運動を応援しています

www.orangeribbon.jp

